

「補装具費支給事務取扱指針」(案)の主な改正事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- 補装具費の支給に当たって、市町村が連携する専門職の例示として、義肢装具士を追加(P.1)。
- 市町村及び都道府県並びに身体障害者更生相談所の取組内容について、補装具支給後のフォローアップを追加(P.2)。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

○ 身体障害児に対する電動義手の支給に関する項目を追加(P.6)

身体障害児に対する電動義手の支給に当たっては、補装具装用訓練等支援事業での訓練を含め、相応の訓練を実施し、訓練期間及び具体的な操作の習得等について訓練担当医が証明しており、習得した操作が発達段階において相応なものであると判断される場合は、技術の未習得を理由として不支給とすることは適切ではないこととした。

○ 補装具費の支給対象となる補装具の個数について、盲ろう者にかかる取扱いを追加(P.8)

聴覚と視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数(両耳)支給や眼鏡の複数(屋内/屋外等)支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができることとした。

○ 差額自己負担が認められる機能追加の例を追加(P.10)

差額自己負担について、追加する機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り差し支えないこととした。

- ・ 視覚障害者安全つえ等において、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量なカーボン製を使用したい場合、軽金属等の支給基準額との差額自己負担
- ・ 視力障害の認定基準を満たさない視覚障害者が眼鏡(遮光用)に視力矯正機能を追加したい場合、眼鏡(遮光用)のみの支給基準額との差額自己負担
- ・ 補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合、支給決定額との差額自己負担
- ・ 自走用車椅子の支給において、介助者の利便性のために介助用ブレーキを追加する場合、介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担

2 補装具費支給に係る事務処理について

○ 進行性の難病患者等に対する迅速な支給決定を追加(P.16,P.17)

特に、進行性の難病患者等に対する支給決定においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、迅速に支給決定を行うこと等を明記。

11 補装具事業者との連携について ※項目を追加(P.26)

更生相談所及び市町村において、補装具事業者が以下を適切に実施するよう連携を図ること、及び更生相談所及び市町村は、補装具事業者に対し、製品カタログ等に記載された額(告示上限価格の範囲のものに限る。)よりも安価な額を一方的に要求することは適切ではないことを明記。

- ・ 補装具事業者が更生相談所、市町村及び医師その他の専門職との緊密な連携を図り、医師の処方に基づき、補装具の採型、製作、適合等を行うこと。
- ・ 販売する補装具(付属品及び完成用部品を含む。)について、補装具事業者が製品カタログ等に仕様、価格等を公開することにより、価格の透明性を確保するよう努めること。
- ・ 補装具を引渡す場合には、補装具の取扱方法、破損や不具合が生じた場合の対応等について申請者及び保護者に説明するとともに、支給後のフォローアップについても積極的に行うこと。 等